

激甚災害の発生と図書館

— 震災から学んだもの —



原田安啓

1. 図書館員は何もしなかったか？

今回の地震で、図書館が主体となって目ぼしい働きをした、というような報告は残念ながら、輝かしいボランティアの働きにかき消されて現在のところ届いていない。

しかし、このことをもって「兵庫の図書館員は何をしていたのか？」という問いかけは「酷に過ぎる」と私は思う。一応落ち着きを取り戻した現在「今から何をすべきなのか」という議論を始めても遅すぎるとは思わないからだ。

未曾有の大地震に遭遇して、市民の衣食住や生命自体が脅かされるという事態が17市町にのぼる自治体、400万人もの人々に一瞬のうちに生じたのである。図書館どころではなかった。あっという間に避難所になってしまったり、散乱した図書のパッケージさえもできないまま、司書が行政の窓口業務に駆り出されたり、あるいは避難所等へ泊まり込みなど住民の世話に奔走する者、また住宅地図を片手に被害家屋の調査にまわらねばならない市もあった。被害の程度の軽かった図書館では、「一刻も早い開館を」と思った図書館員もいたのであるが、被害全体の規模と復旧のベクトルの指し示す方向は、残念ながらこの思いとは違っていた。行政や公共の各機関が最低の機能を回復するまでは図書館も機能の停止を余儀なくされたのはやむを得なかった。

現在、復旧復興にシフトした予算配分の中で、図書館をはじめ社会教育施設にあっては、資料購入費減、分館計画の延伸など苦しい運営状態の自治体があると聞いている。

しかし反面、この震災を通して市民の中に図書館の意義や働きが、かなり広範囲に理解が及び、図書館は地域に定着していることを知ることができた。図書館は市民生活の中に確固とした地位をすでに確立していたということが実感できた。

避難所に図書を配布したり、お話会のボランティア活動が歓迎された。あちこちの避難所や学校でボランティアの話に子どもたちが熱心に聞き入り、次の予定日にはさらに多くの子どもたちが待っていたという報告がある。図書館が次々と再開されはじめると、当然のように多くの利用者が戻り、以前の活況をすぐに取り戻した。またリクエストにも地震の被害にあった人々の切実な要求が反映されたものが数多くあった。

図書館は震災の中で目立った活動で貢献できたものは少ないけれども、その働きを持ちこたえ、利用者の戻ってくるのをじっと待つという動きの中で、市民を励まし復旧の足取りが確かなものになるよう側面から援助をした、と言っても間違っていない。

2. 図書館の建物は比較的強かった

今回の地震による図書館の被害がいろいろ報告されているが、単独の建物としての図書館は社会教育施設140か所もの被害のうちで、博物館・美術館の被害の規模や体育館の天井の落下や倒壊に比べると、建物自体の被害は相対的に小さかったと言えるのではないか、というのが筆者の全体を概観しての感想である。

図書館は重い書架や図書が乗るために床荷重がもともと大きく設計されている。柱を補強する構

造壁も設計上入れやすい。一、二の古くから建っていた例外を除けば、図書館の建築そのものが新しく、新耐震基準のもとで建築されていたものも多かった。博物館・美術館と比べても、数において図書館のほうがやや多いにもかかわらず、被害額が1ケタも図書館のほうが少なかったという事実が「図書館は比較的強かった」ということを証明してくれる。

しかし、一つ気にかかるのがスプリンクラーの誤作動またはスプリンクラーの配管の破裂によって資料が水浸しになってしまい、大損害を出してしまった図書館が2か所あったことだ。消防の専門家にこのことを話して対応策を伺ったところ、スプリンクラーというものは今回のように火事が発生していないことを確認した地域では、むしろ損害を与えるので、直ちに栓を閉めることが必要で、「そういう場合に備えて、施設に最も近いところに住む職員に鍵をもたせ、直ちに元栓をしめる方法を教えておくのが常識」らしいのである。これには驚いた。今まで防災訓練も何度か参加しているが、私は初めて聞く話だった。消防ではこのことも併せて指導しているということだった。スプリンクラーは消火活動に大きな力を発揮することは否定しないが、図書館のような施設にとっては配置場所を含めて大いに検討を要する装置であるとわかった。

3. 激甚災害の発生と 社会教育施設・図書館

私は今回の災害に遭遇し、たまたま教育委員会の生涯学習課に籍を置く関係から、被害を被った社会教育施設復旧の中心に位置してしまった。大変な事務量をそれこそ不眠不休でこなさねばならなかったのである。このような経験は、私の長い公務員生活でももちろん初めてであり、今後二度と経験することはないと思われる。

<激甚災害とは>

台風や地震等により、公共土木施設災害復旧、公立学校災害復旧、公営住宅の災害復旧等に関わる都道府県、市町村の負担額が当該都道府県または市町村の標準税収入額のそれぞれ20%、10%以上の損害が見積もられるとき、激甚災害法が発動

される。今回はこの原則のほかにはライフラインの被害や他の施設の損害状況も加味されて、1県9市7町が「特定地方公共団体」として激甚災害法の適用地域に指定された。この指定がなされると、激甚災害法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）の適用が政令で定められ、本来社会教育施設に関しては、災害による被害に対する国庫補助制度がないにもかかわらず、その施設の設置者である地方公共団体に国の援助の手が差し伸べられることになるのである。

すなわち、その復旧費の3分の2が国庫補助金でまかなわれ、残りの3分の1も有利な条件での災害にかかる起債が認められ、後に、この起債対象額の実に95%が地方交付税の中で交付金となって自治体に還流する仕組みになっているので、国の丸抱えによる復旧という性格を激甚災害法という法律は持っているということになる。

<公立の社会教育施設に限る>

このように激甚災害法の適用を受けると、災害により疲弊した自治体は自らの力ではなく、国の援助により被災社会教育施設を復旧することになるので、自治体にとっては非常にありがたい法律といえる。しかし、国のほとんど丸抱えによる施設の復旧となるので、対象となる社会教育施設の種類は限定される。公民館、図書館、博物館、体育館とその他4種類ほどに該当する施設でない補助対象とはならず、性格のあいまいな施設、「条例等で社会教育施設」と明確に規定されていない施設等は被害の大小にかかわらず除外となる。また条例の規定があっても、設置基準にはずれた使用方法や、単なる「看板貸し」のような施設は、実際の国の現地査定段階で査定対象にならなかつたりする。

また図書館等とときどきある、問題の「委託図書館」であるが、個々の実態に即して、文部省は判断することになるだろうが、いわゆる「財団施設の借用」による図書館は、設置主体が「自治体でなく、また条例上の規定もない」となると、補助対象の要件を欠くので除外となる。だから「委託の図書館」はこのような災害時に文部省の補助対象となるかどうか非常に微妙な点を有していると言わねばならない。すなわち条例に規定され、

建物の設置や維持管理が自治体に属しているかどうか判断のわかれ目となるので、委託図書館は、このような甚大な建物被害に遭遇したとき、どこからも援助の手が差し伸べられないという危険が付きまとう。

文部省の言う「公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助」の「公立」とは今述べたような意味であることを、図書館をこれから「委託」しようとしている自治体は認識している必要がある。地震が「絶対安全」と思われていた関西で、神戸で起こったように、どこで発生し、何百、何千億円もの被害が出るか予想がつかないからだ。

<図書館における貸出し中の図書の取り扱い>

激甚災害法の適用を受ける地域に指定された区域の図書館に対して、今回初めて、貸出し中の図書で、その貸出し先の家屋等が地震による倒壊や火災などにより被災し、被害にあい返却不能と考えられる図書については、その原因が自己の責任によるものでない場合、これらの図書の早期復旧を行わなければ、図書館活動に極めて重大な支障をきたすおそれがあることから、災害復旧の対象として扱われることとなった。この適用を受けて不明図書の回復をはかっている図書館の数もかな

りあると聞いている。震災復旧に予算が回されて、図書館は心細い状態であったものが、この措置でいくらか生き返ることができた。

貸出し中の図書の復旧費の算定は下記の計算式のとおりであった。

おわりに

今回の地震に遭遇したわれわれには、書き留めておかねばならないことが山ほどあります。いくら紙数があってもつきないくらいです。私どもに寄せられた全国からの暖かい援助に対してでさえ一冊の本ができてしまうでしょう。ここに私が書かせていただいたものは、わずかに見聞きしたことや自分の仕事の過程で通過していった数字や図面、写真、文部省をはじめ国、県の資料を参考としてほんの一部分を述べたにすぎません。全容の解明・報告にはまだかなりの時間が必要でしょう。

全国の皆さまに感謝し、一刻も早い復興を願いつつ……

(はらだ やすひろ：明石市教育委員会生涯学習課)
[NDC:010 BSH:1.図書館 2.阪神・淡路大震災]

貸出し中の図書の復旧費算定式

(A)貸出し図書1冊当たり平均単価×(B)返却不能図書冊数=復旧費

[解説]

(A) 平均単価=貸出し図書の合計金額(コンピュータでない)と算出は無理)÷貸出し冊数

(B) 返却不能図書数=貸出し図書冊数×返却率× $\frac{\text{罹災証明書発行件数}}{\text{対象地区世帯数}+\text{対象地区内事業所数}}$
(通常100%)

* 貸出し図書には地震発生日にすでに返却期限を越えているものは除外。

* 罹災証明書発行件数は、総倒壊件数のうち全壊、半壊の件数および総火災件数の合計。(ただし、半壊の件数は、その5割とする。)